○上尾伊奈資源循環組合職員研修規程

令和５年４月１日訓令第１０号

上尾伊奈資源循環組合職員研修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３９条の規定に基づき、職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

（研修の目的）

第２条　研修は、職員が現に担当し、又は将来担当することが予想される職務の遂行に必要な知識、技能等を内容とし、職員の資質及び教養の向上による勤務能率の増進と社会の進歩に適応する職員を養成することにより、組合行政の円滑な運営に資することを目的とする。

（研修の種類）

第３条　研修の種類は、次のとおりとする。

(1)　自主研修

(2)　職場研修

(3)　職場外研修

ア　基本研修

イ　特別研修

ウ　派遣研修

（自主研修）

第４条　自主研修は、職員自ら個人又はグループで行政一般について調査研究を行うものとする。

（職場研修）

第５条　職場研修は、所属長（その命を受けた者を含む。以下同じ。）が、所属職員に対し、職務の遂行上必要な知識、技能及び態度を習得させるために行うものとする。

（基本研修）

第６条　基本研修は、職員に対し、役職及び勤務年数に応じて職務の遂行上必要な知識を習得させるために行うものとする。

２　基本研修には、次の各号に掲げる研修の課程を置き、それぞれ当該各号に定める者に対して実施するものとする。

(1)　新規採用職員研修　新規採用職員のうち局長が定める者

(2)　主事・技師級研修　主事、技師その他これらの職に相当する職にある者

(3)　主任級研修　主任その他これに相当する職にある者

(4)　主査級研修　主査その他これに相当する職にある者

(5)　副主幹級研修　副主幹その他これに相当する職にある者

(6)　管理者研修　次長その他これに相当する職にある者

（特別研修）

第７条　特別研修は、専門の知識、技能等を必要とする職員に対して行うものとする。

（派遣研修）

第８条　派遣研修は、職員を組合の機関以外の機関又は団体等に派遣して行うものとする。

（研修の期間等）

第９条　第６条及び第７条に規定する研修の期間、科目、方式等は、別に定める。

（研修生）

第１０条　第６条から第８条までの研修を受ける職員（以下「研修生」という。）は、所属長の推薦する職員のうちから局長が選定する。ただし、管理者は、必要と認める職員に対して、研修を受けるべきことを命ずることができる。

（研修生の服務）

第１１条　研修生は、研修機関の定める規律に従い、研修に専念しなければならない。

（講師）

第１２条　研修の講師は、学識経験を有する者又は職員のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

（研修の修了者）

第１３条　第６条の研修において、研修期間の５分の４以上を出席した研修生は、当該研修の修了者とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該研修において、論文その他の研修課題の提出を課せられた場合に、これを怠ったとき、その他修了者とすることが不適当と認めるときは、当該研修の修了者としない。

（研修の復命）

第１４条　研修生は、研修を修了したときは、遅滞なく復命書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が必要でないと認めたものについては、この限りでない。

（研修記録）

第１５条　管理者は、研修（職場研修を除く。）の修了者について、その研修を修了した旨を別に定める研修記録カードに記載する。

（研修の受託）

第１６条　管理者は、他の任命権者からその任命に係る職員の研修を委託された場合においては、この規程の規定を適用して当該職員の研修を実施することができる。

（その他）

第１７条　この規程に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。